明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○地方自治法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二九）　二
○地方自治法施行令等の一部を改正する政令（三〇）　八
○道路交通法施行令の一部を改正する政令（三一）　二
○特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三二）　二
○粉乳等に対して課する輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税に関する規定の平成二十六年度における適用の停止を定める政令（三三）　三
〔府　令〕
○銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府六）　三
〔省　令〕
○地方自治法施行規則等の一部を改正する省令（総務三）　七
○地方自治法第二百五十二条の二十一の三第一項に規定する総務大臣の勧告の手続に関する省令（同四）　七
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（国土交通六）　七
○地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（同七）　七
〔規　則〕
○技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則の一部を改正する規則（国家公安委三）　七
○警察官等けん銃使用及び取扱い規範及び警察官等特殊銃使用及び取扱い規範の一部を改正する規則（同四）　七

本号で公布された法令のあらまし

◇地方自治法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二九号）（総務省）

地方自治法の一部を改正する法律（平成二六年法律第四二号）の施行期日は、平成二八年四月一日とすることとした。

◇地方自治法施行令等の一部を改正する政令（政令第三〇号）（総務省）

1　指定都市制度の見直しに関する事項

㈠　総合区長の更迭があった場合には、前任者は、退職の日から一〇日以内に地方自治法第二五二条の二〇の二第八項の規定により総合区長が執行することとされた事務を後任者に引き継がなければならないものとするほか、総合区長の事務の引継ぎに関する規定を設けることとした。（地方自治法施行令第一七四条の四八の二関係）

㈡　総合区に総合区会計管理者一人を置くものとし、総合区会計管理者は、指定都市の市長の補助機関である職員のうちから、指定都市の市長がこれを命ずることとした。（地方自治法施行令第一七四条の四八の三及び第一七四条の四八の五関係）

㈢　総合区会計管理者の事務を補助させるため総合区出納員その他の総合区会計職員を置くことができるものとし、総合区出納員その他の総合区会計職員は、指定都市の市長の補助機関である職員のうちから、指定都市の市長がこれを命ずることとした。（地方自治法施行令第一七四条の四八の三及び第一七四条の四八の六関係）

㈣　総合区が新たに設置された場合においては、総合区長が選任されるまでの間は、その職務を市長が行うこととした。（地方自治法施行令第一七四条の四八の四関係）

㈤　その他総合区に関する規定を設けることとした。（地方自治法施行令第九三条、第九八条の三、第一二一条、第一七四条の四八の七、第一七七条第二項、第一八二条第三項及び第一九〇条第二項関係）

2　指定都市都道府県調整会議の設置に関する事項

㈠　総務大臣は、勧告の求め（地方自治法第二五二条の二一の三第二項に規定する勧告の求めをいう。以下同じ。）の取下げに同意したときは、その旨を相手方である指定都市の市長又は包括都道府県（同法第二五二条の二一の二第一項に規定する包括都道府県をいう。以下同じ。）の知事及び国の関係行政機関の長に通知しなければならないこととした。（地方自治法施行令第一七四条の四八の八第一項関係）

㈡　総務大臣は、指定都市都道府県勧告調整委員に勧告の求めに係る総務大臣の勧告について意見を求めたときは、直ちにその旨及び指定都市都道府県勧告調整委員の氏名を告示するとともに、指定都市の市長及び包括都道府県の知事並びに国の関係行政機関の長にこれを通知しなければならないこととした。（地方自治法施行令第一七四条の四八の八第二項関係）

㈢　勧告の求めがあった事項に関する指定都市都道府県勧告調整委員の意見（以下「勧告に関する意見」という。）は、勧告の求めがあった日から九〇日以内に述べなければならないこととした。（地方自治法施行令第一七四条の四八の八第三項関係）